

平成 17 年 9 月 12 日

各 位

不動産投信発行者名  
東京都中央区銀座六丁目 2 番 1 号  
D A オ フ ィ ス 投 資 法 人  
代 表 者 名  
執 行 役 員 杉 浦 信 治  
(コード番号：8976)  
問 合 せ 先  
株 式 会 社 ダ ヴ ィ ン チ ・ セ レ ク ト  
取 締 役 財 務 部 長 松 永 民 生  
TEL. 03-6215-9649

### 新投資口発行及び投資口売出しに関するお知らせ

DAオフィス投資法人(以下「本投資法人」という。)は、平成17年9月12日開催の本投資法人役員会において、本投資法人の投資証券(以下「本投資証券」という。)を株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)に上場するにあたって実施する新投資口発行及び投資口売出しに関し決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 公募による新投資口発行(一般募集)

- (1) 発行新投資口数 99,600口  
(2) 発行価額 未定

(平成17年10月7日(金曜日)(以下「発行価格決定日」という。))に開催される予定の役員会において決定する。)

- (3) 募集方法 一般募集とし、野村証券株式会社を主幹事会社とする引受シンジケート団に全投資口を買取引受けさせる。野村証券株式会社以外の引受人は、三菱証券株式会社(注) 大和証券エスエムビーシー株式会社及び日興シティグループ証券株式会社(以下野村証券株式会社と併せて「引受人」という。))とする。

なお、一般募集における発行価格(募集価格)は、東京証券取引所の定める「不動産投資信託証券の上場前の公募又は売出し等に関する規則」第4条に規定するブック・ビルディング方式(投資口の取得の申込みの勧誘時において発行価格に係る仮条件を投資家に提示し、投資口に係る投資家の需要状況等を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。)により、発行価格決定日に決定する。

- (4) 引受契約の内容 引受人は、下記(8)記載の払込期日に引受価額(発行価額)の総額を本投資法人に払込み、一般募集における発行価格の総額と引受価額(発行価額)の総額との差額は、引受人の手取金とする。本投資法人は、引受人に対して引受手数料を支払わない。
- (5) 需要の申告期間 平成17年9月30日(金曜日)から  
(ブック・ビルディング期間) 平成17年10月6日(木曜日)まで

ご注意:この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。

- (6) 申 込 単 位 1口以上1口単位
- (7) 申 込 期 間 平成17年10月11日(火曜日)から  
平成17年10月14日(金曜日)まで
- (8) 払 込 期 日 平成17年10月18日(火曜日)
- (9) 投 資 証 券 交 付 日 平成17年10月19日(水曜日)(以下「上場(売買開始)日」という。)
- (10) 金 銭 の 配 分 の 起 算 日 平成17年7月11日(月曜日)(本投資法人成立日)
- (11) 発 行 価 格、発 行 価 額、そ の 他 こ の 新 投 資 口 発 行 に 必 要 な 事 項 は、今 後 開 催 す る 役 員 会 に お い て 決 定  
す る。
- (12) 前 記 各 号 に つ い て は、証 券 取 引 法 に よ る 届 出 の 効 力 発 生 を 条 件 と す る。

(注)三菱証券株式会社は、平成17年10月1日付でUFJつばさ証券株式会社と合併し、三菱UFJ証券株式会社に商号変更します。

## 2. 投資口売出し(オーバーアロットメントによる売出し)(下記<ご参考>1.を参照のこと。)

- (1) 売 出 人 及 び 野村証券株式会社 5,000口  
売 出 投 資 口 数 売出投資口数は、一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、野村証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる売出しの上限口数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。
- (2) 売 出 価 格 未定  
(売出価格は一般募集における発行価格と同一とする。)
- (3) 売 出 方 法 一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村証券株式会社が5,000口を上限として借り入れる本投資証券の売出しを行う。
- (4) 申 込 単 位 1口以上1口単位
- (5) 申 込 期 間 平成17年10月11日(火曜日)から  
平成17年10月14日(金曜日)まで
- (6) 受 渡 期 日 平成17年10月19日(水曜日)
- (7) 売 出 価 格、そ の 他 こ の 投 資 口 の 売 出 し に 必 要 な 事 項 は、今 後 開 催 す る 役 員 会 に お い て 決 定 す る。
- (8) 前 記 各 号 に つ い て は、証 券 取 引 法 に よ る 届 出 の 効 力 発 生 を 条 件 と す る。

## 3. 第三者割当による新投資口発行(下記<ご参考>1.を参照のこと。)

- (1) 発 行 新 投 資 口 数 5,000口
- (2) 発 行 価 額 未定  
(発行価額は一般募集における発行価額と同一とする。)
- (3) 割 当 先 及 び 投 資 口 数 野村証券株式会社 5,000口
- (4) 申 込 単 位 1口以上1口単位
- (5) 申 込 期 間 (申 込 期 日) 平成17年11月15日(火曜日)
- (6) 払 込 期 日 平成17年11月15日(火曜日)
- (7) 金 銭 の 配 分 の 起 算 日 平成17年7月11日(月曜日)(本投資法人成立日)
- (8) 上 記 (5) に 記 載 の 申 込 期 間 (申 込 期 日) ま で に 申 込 み の な い 投 資 口 に つ い て は、発 行 を 打 ち 切 る も  
の と す る。
- (9) 発 行 価 額、そ の 他 こ の 新 投 資 口 発 行 に 必 要 な 事 項 は、今 後 開 催 す る 役 員 会 に お い て 決 定 す る。

ご注意:この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。

- (10) 第三者割当による新投資口発行については、平成 17 年 9 月 12 日に証券取引法による有価証券通知書を提出している。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集とは別に、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社(以下「野村証券」といいます)が後記「5. その他/(1) 販売先の指定」に記載の指定先の一つである株式会社ダヴィンチ・アドバイザーズから 5,000 口を上限として借り入れる本投資証券(但し、かかる貸借は、後記「5. その他/(1) 販売先の指定」に記載する通り、本投資証券が株式会社ダヴィンチ・アドバイザーズに販売されることを条件とします。)の売出しです。オーバーアロットメントによる売出しの売出投資口数は、上限口数を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が株式会社ダヴィンチ・アドバイザーズから借り入れた本投資証券(以下「借入投資証券」といいます。)の返還に必要な本投資証券を取得させるために、本投資法人は、平成 17 年 9 月 12 日(月曜日)開催の本投資法人役員会において、前記「3. 第三者割当による新投資口発行」に記載の野村證券株式会社を割当先とする本投資法人の投資口 5,000 口の第三者割当による新投資口発行(以下「本件第三者割当」といいます。)を、平成 17 年 11 月 15 日(火曜日)を払込期日として行うことを決議しています。

また、野村證券株式会社は、平成 17 年 10 月 19 日(水曜日)から平成 17 年 11 月 8 日(火曜日)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。)借入投資証券の返還に充当することを目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資証券の

### 3. 今回の調達資金の用途

一般募集及び第三者割当による新投資口発行に係る手取金については、本投資法人による特定資産の取得資金等に充当します。

### 4. 投資主への利益配分等

本投資法人の規約に定める金銭の分配の方針に従い利益配分等を行います。

### 5. その他

#### (1) 販売先の指定

引受人は、本投資法人の指定する販売先として、本投資法人が資産の運用に係る業務を委託している株式会社ダヴィンチ・セレクト（以下「資産運用会社」といいます。）の100%保有株主である株式会社ダヴィンチ・アドバイザーズ並びに本投資法人に対して特定資産を譲渡することに合意している有限会社ダヴィンチ・オフィスファンド・ワン、有限会社イル・カヴァーロ及び有限会社ラバルに対し、一般募集の対象となる本投資証券のうち、それぞれ4,600口、5,029口、1,761口及び206口を販売する予定です。

#### (2) 売却・追加発行等の制限

資産運用会社の100%保有株主である株式会社ダヴィンチ・アドバイザーズは、一般募集の対象となる本投資証券のうち4,600口を取得する予定ですが、同社は、一般募集に関連して、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社との間で、上場（売買開始）日から上場（売買開始）日の1年後の応当日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、その保有する本投資証券の売却等（但し、オーバーアロットメントによる売出しのために本投資証券を野村證券株式会社に貸し渡すこと等を除きます。）を行わない旨を合意しています。

また、本投資法人に対して特定資産を譲渡することに合意している有限会社ダヴィンチ・オフィスファンド・ワン、有限会社イル・カヴァーロ及び有限会社ラバルは、一般募集の対象となる本投資証券のうち、それぞれ5,029口、1,761口及び206口を取得する予定ですが、当該3社は、一般募集に関連して、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社との間で、上場（売買開始）日から上場（売買開始）日の6か月後の応当日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、その保有する本投資証券の売却等（但し、一般募集において取得する本投資証券を、当該3社に対する匿名組合契約を通じた出資者のうち日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社、大和生命保険株式会社及びアメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニーに対し売却することを除きます。）を行わない旨を合意しています。なお、上記匿名組合契約を通じた出資者に対する売却については、当該出資者が、野村證券株式会社との間で、取得日から上場（売買開始）日の6か月後の応当日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当該売却により取得する本投資証券の売却等を行わない旨を合意し、かつ、野村證券株式会社に対してその旨の誓約書を提出することが条件とされています。

本投資法人は、一般募集に関連して、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社との間で、上場（売買開始）日から上場（売買開始）日の3か月後の応当日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、本投資証券の追加発行等（但し、投資口分割による追加発行等を除きます。）を行わない旨を合意しています。

なお、上記及びのいずれの場合においても、野村證券株式会社は、それぞれの制限期間中にその裁量で当該合意の全部又は一部を解除する権限を有しています。

更に、上記及びにおける制限とは別に、本日現在における投資主は、東京証券取引所の定める「不

ご注意:この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。

動産投資信託証券の上場前の公募又は売出し等に関する規則」その他の適用規則に準じて本投資法人との間で継続所有に関する確約を行っており、平成17年7月11日から1年間を経過する日までの間は、原則として本日現在における所有投資口の全部又は一部を第三者に譲渡しないこととなっています。

以 上

\* 本資料の配布先 : 兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

ご注意:この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。